



社援発 07.01 第 6 号

平成 21 年 7 月 1 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長



学習支援費の創設及び子どもの健全育成支援事業の実施について

平成 21 年 6 月 30 日厚生労働省告示第 340 号において、教育扶助及び生業扶助における高等学校等就学費に「学習支援費」を加える一部改正が行われ、同年 7 月 1 日から適用されることとなったところである。

また、平成 21 年度補正予算において、子どもの健全育成支援事業に係る予算が計上され、7 月 1 日から実施されることとなったところである。

今回の学習支援費の創設及び子どもの健全育成支援事業の趣旨及び留意事項について、下記のとおり通知するので、保護の実施機関においては、その内容について十分理解し、関係者に対しその周知徹底を図るとともに、保護の決定及び実施に遺憾なきを期されたい。

記

第 1 教育扶助及び高等学校等就学費における学習支援費の創設について

1 学習支援費の趣旨

生活保護制度における教育支援については、従来、教育扶助として義務教育に伴って必要となる費用を扶助の対象としてきた。

また、平成 16 年 12 月の生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書におい

ては、高校進学率の高まりや「貧困の再生産」の防止の観点から高等学校等への就学費用について、生活保護において対応するよう提言され、これを受けて、平成17年度から、生業扶助に高等学校等就学費を創設している。

このような中、近年、貧困世帯に属する子供の増加という「子どもの貧困」が社会問題化しつつあり、また、平成20年度に開催された生活保護制度に関する国と地方の協議においても生活保護における「貧困の連鎖」が問題点として挙げられ、教育扶助及び高等学校等就学費の拡充等による総合的な取組について検討する必要があるとされたところである。

他方、世界的な金融危機に起因する100年に1度といわれる世界同時不況の影響により、我が国の経済は未曾有の不況下にあるとの指摘がある。このような中で、貧困世帯の増加、とりわけ「子どもの貧困」の問題が一層深刻になっていると言われている。

このような状況を背景に、本年4月に取りまとめられた「経済危機対策」において、子育て・教育支援の一環として「生活保護制度における子どもの健全育成支援」が盛り込まれたところである。

学習支援費は、以上を踏まえつつ、被保護世帯の子どもの健全育成を支援するための費用が盛り込まれた平成21年度補正予算が成立したことを受け、本年7月1日から実施するものである。

2 学習支援費の範囲

教育扶助は、義務教育に伴って必要な教科書その他の学用品、通学用品、学校給食その他義務教育に伴って必要なものを支給することと規定されており(生活保護法(昭和25年法律第144号、以下「法」という。)第13条)、これまで、ノート、筆記具等の必需品及び正規の授業に必要な副読本的図書、ワークブックなど義務教育に伴って必要なものに限って支給してきた。また、高等学校等就学費についても、教育扶助と同様の考え方で支給してきた。

今般、世帯の自立を助長する観点から、被保護世帯の子どもの進学、学習を積極的に支援するとともに、課外のクラブ活動への参加を支援することで、子どもの健全育成を図る必要があるため、家庭内学習や課外のクラブ活動を正規授業の延長と捉え、学習参考書や一般教養図書など、これまで扶助の対象としていなかった家庭内学習に

必要な図書購入費や、課外のクラブ活動に要する費用についても、新たに支給対象とすることとした。

なお、学習塾に要する経費は学習支援費の対象外である。

3 支給方法

学習支援費の趣旨及び範囲の考え方は上記のとおりであるが、支給方法については、世帯の実情に応じ、各世帯において必要な図書等を購入することが望ましいこと及び福祉事務所の事務負担を考慮する必要があることから、毎月一定額の金銭給付により行うこととした。したがって、月々の申請や領収書などは不要である。ただし、一度にまとまった経費を必要とするときは、事情に応じて数ヶ月分を一括交付できることとしている。

なお、保護の実施機関は、学習支援費がその趣旨に沿って使われるよう、対象世帯に適切に助言指導されたい。

第2 子どもの健全育成支援事業について

子どものいる生活保護世帯の自立支援には、子どもの健全育成という観点から、日常生活支援、養育支援、教育支援など、福祉事務所が地域の社会資源等と連携しつつ幅広い支援をきめ細かく展開することが重要である。

このため、福祉事務所において、①子どもやその親が日常的な生活習慣を身につけるための支援、②子どもの進学に関する支援、③引きこもりや不登校の子どもに関する支援などの自立支援プログラム（「子どもの健全育成プログラム」）を策定・実施する等の取組を推進していく必要がある。

「貧困の再生産」や「貧困の連鎖」の防止のためには、学習支援費の給付だけでなく、こうした子どもの健全育成プログラムのような福祉事務所の積極的な教育支援とが相俟って、その十分な効果が期待されるものと考えられる。

このため、本事業の積極的な推進について、管内実施機関に対する助言等、特段のご配慮をお願いする。

第3 被保護世帯への周知

学習支援費の給付及び子どもの健全育成支援事業は、本年7月から実施されるが、対象となる被保護世帯に対し、これらの趣旨を十分周知するとともに、子どもの健全育成プログラムへの参加について理解を求め、その活用について助言指導されたい。

改正前

別表第2 教育扶助基準

区分	学校別	小学校	中学校
基準額(月額)		2,150円	4,180円
教材代		正規の教材として学校長又は教育委員会 が指定するものの購入に必要な額	
学校給食費		保護者が負担すべき給食費の額	
通学のための交通費		通学に必要な最小限度の額	

改正後

別表第2 教育扶助基準

区分	学校別	小学校	中学校
基準額(月額)		2,150円	4,180円
教材代		正規の教材として学校長又は教育委員会 が指定するものの購入に必要な額	
学校給食費		保護者が負担すべき給食費の額	
通学のための交通費		通学に必要な最小限度の額	
学習支援費(月額)		2,560円	4,330円

改正後

別表第7 生業扶助基準
1 基準額

区 分		基 準 額
生 業 費		45,000円以内
技能修得費	技能修得費（高等学校等就学費を除く。）	70,000円以内
	高等学校等就学費	5,300円
	基本額（月額）	正規の授業で使用する教材の購入に必要な額
	教材代	
	授業料、入学料及び入学審査料	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める額以内の額。ただし、市町村立の高等学校等に通学する場合、当該高等学校等が所在する市町村の条例に定める市町村立の高等学校等における額以内の額。
	通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額
	学習支援費（月額）	5,010円
就職支度費		28,000円以内

改正前

別表第7 生業扶助基準
1 基準額

区 分		基 準 額
生 業 費		45,000円以内
技能修得費	技能修得費（高等学校等就学費を除く。）	70,000円以内
	高等学校等就学費	5,300円
	基本額（月額）	正規の授業で使用する教材の購入に必要な額
	教材代	
	授業料、入学料及び入学審査料	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める額以内の額。ただし、市町村立の高等学校等に通学する場合、当該高等学校等が所在する市町村の条例に定める市町村立の高等学校等における額以内の額。
	通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額
就職支度費		28,000円以内